

手配旅行取引条件説明書面(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

当社が、お客さまのご希望により旅行の手配をお引き受けする場合は、旅行日程表(コース表)、旅行条件書(または見積書)に記載されたもの以外は次のとおりとなります。この取引条件説明書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1)当社は、当社が手配する旅行であり、お客さまと手配旅行契約を締結することになります。
- (2)当社はお客さまの依頼によりお客さまのために代理、媒介、取次をすることなどによりお客さまが運送、宿泊その他のサービスの提供を受けることができますように、手配することを引き受けます。
- (3)当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- (4)旅行業務取扱料金は、旅行業法でその収取が認められているもので、当社の旅行業務取扱料金は、法の定めにより、各支店(営業箇所)の店頭に掲示してあります。また、ご希望のお客さまには旅行業務取扱料金を表をお渡しいたします。お客さまが依頼された運送・宿泊機関等が満員、満室等の理由で手配不能となった場合でも原則として取扱料金はお支払いいただきます。

2. 旅行の種類

旅行は、日本国内のみを旅行する「国内旅行」と、それ以外の「海外旅行」とがあります。

3. 旅行のお申込み

- (1)当社はお客さまのご希望による航空券・宿泊券等の手配旅行契約の予約の申込みを所定の申込み及び電話・電子メール・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段により受け付けます。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申込みを受け付けることがあります。
- (2)団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合当社は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているものとみなします。
- (3)当社所定の申込書に必要事項を記入の上、申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みください。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

4. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件

- (1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名等なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けることを条件に、電話、電子メール、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合があります。
- (2)通信契約の申込みの際に、会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」[「出発日」等]に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (3)通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。
- (4)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (5)お客さまがクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

5. お申込み条件

- (1)18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
- (2)健康を害している方、身体に障がいのある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。
- (3)当社は、お客さまが次の①から③のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
 - ①お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ③お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

6. 契約の成立

- (1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2)当社は、(1)の規定にかかわらず、書面によって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
- (3)前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

7. 契約書面のお渡し

- (1)当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスへの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- (2)前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

8. 旅行契約内容の変更

お客さまが契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手続料金を申し受けます。

9. 旅行契約の解除

- (1)お客さまの任意解除
①お客さまは下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全

- 部又は一部を解除することができます。
 - ①お客さまが提供を受けた旅行サービスの費用
 - ②未提供の旅行サービスに係る取消料その他のサービス提供機関の未払い費用
 - ③当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金
- (2)お客さまの責に帰すべき事由による解除
- ①当社は、お客さまより所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただく場合があります。
 - ②お客さまがクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社は旅行契約を解除します。
 - ③お客さまが第5項(3)①から③のいずれかに該当することが判明したときは、
 - ①、②、③の場合、下記の費用はお客さまの負担とさせていただきます。既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金
- (3)当社の責に帰すべき理由による解除
- 当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客さまは旅行契約を解除することができ、この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

10. 旅行代金

- (1)当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合、旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- (2)旅行代金は、原則として、旅行出発日の前日までに全額お支払いいただきます。団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。
- (3)当社は、旅行終了後すみやかにお支払旅行代金の精算をします。

11. 旅行業務取扱料金

(1)取扱料金	消費税込
(1)国内旅行の場合	
運送・宿泊機関等の複合手配	旅行費用総額の20%以内
宿泊・運送機関のみの手配	1手配につき20%以内
観光その他サービスの手配	(下限料金 1,100円)
(2)海外旅行の場合	消費税込
航空券とホテル等の複合手配	旅行費用総額の20%以内
ホテル・レンタカーの予約	1ホテルまたは1手配につき20%以内(下限料金1,100円)
現地交通機関(船舶・鉄道・バス等)	1区間につき 3,300円 1区間追加につき 1,100円
入場券・現地観光その他サービスの予約	1手配につき 3,300円
国際航空券の予約	日本発着の場合20%以内 現地航空券のみ1行程につき 5,500円

(2)変更手続料金	消費税込
(1)国内旅行の場合	
宿泊・運送機関の予約変更	1運送・宿泊機関等 それぞれ1件につき 1,100円
(2)海外旅行の場合	消費税込
ホテル・レンタカーの予約変更(クーポンの切替、再発行含む)	1ホテルまたは1手配につき 2,200円
船舶・鉄道・バス等交通機関の予約変更(切替、再発行を含む)	1手配につき 3,300円
観光その他サービスの予約変更	1手配につき 3,300円
航空券の予約変更	1手配につき 5,500円
(3)取消手続料金	消費税込
(1)国内旅行の場合	
運送・宿泊機関及び観光施設等の予約取消・払戻	1運送・宿泊機関等 それぞれ1件につき 1,100円
(2)海外旅行の場合	消費税込
ホテル・レンタカーの予約取消・払戻	1ホテルまたは1手配につき 2,200円
船舶・鉄道・バス等交通機関の予約取消・払戻(バス類を含む)	1件につき券面の15%
観光その他サービスの予約取消・払戻	1手配につき 3,300円
航空券の予約取消	1手配につき 5,500円

取扱料金は旅行費用とともに旅行条件書(または見積書)において明示します。

12. 国内宿泊施設の取消料金

- (1)旅館・ホテルの取消料金は各施設ごとの宿泊約款によります。
- (2)一人人員の変更(減員)については、別途取消料を定めています。
- (3)宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の減員証明を受けて、払い戻し欄にご署名ください。
- (4)払戻しは宿泊日より1ヶ月以内に申し出てください。
- (5)同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

13. 海外航空券の変更・取消手続料金

- (1)発券後の航空券の旅客名変更は、予約を一旦取消し、再度予約をすることになりますので、取消手続料金を申し受けます。
- (2)繁忙期の航空券は、お客さまにご連絡確認のうえ発券手続をします。その場合のその後の変更取消は、変更手続料金・取消手続料金を申し受けます。

14. 添乗サービス

- (1)当社は、契約責任者からの依頼により添乗員を同行させ添乗サービスを提供する場合があります。
- (2)添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間等は、原則として8時から20時までとします。
- (3)当社が添乗サービスを提供する場合、お客さまは下記に定める「添乗サービス料金」と添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の美費を別途申し

受けます。お申込みの旅行に係る添乗員費用(添乗サービス料金と必要な美費の合計)は、別紙旅行条件書(または見積書)に明示します。

添乗サービス料金 (添乗員1名1日当たり)	国内旅行	33,000円
	海外旅行	66,000円

15. 手配責任

当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。

16. 当社の責任

- (1)当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限り、国内旅行の場合14日以内、海外旅行の場合21日以内に通知があったときに限り、お客さまお一人あたり15万円(当社に故意又は重大過失がある場合を除く)を限度とします。
- (2)お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中で、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しない事により損害を被ったときは、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

17. お客様の責任

お客さまの故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなければなりません。

18. お客さまが発発までに実施する事項

- (1)旅券・査証について
現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認。旅券・査証取得はお客さまの責任で行ってください。また、査証先国に予防接種証明書を必要とされる場合は、当該証明書ををお持ちください。これら渡航手続等の代行については、渡航手続代行料金をいただいております。
- (2)衛生情報について
渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。
厚生労働省検疫所外で健康に過ごすために
<https://www.forth.go.jp/>
- (3)海外安全情報について
渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出力されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。
外務省 海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
外務省 海外旅行登録「たびレジ」
<https://www.ezairu.mofa.go.jp/tabireg/>
外務省 領事サービスセンター(海外安全相談窓口)
03-3580-3311
- (4)海外旅行保険について
海外では予期せぬアクシデントやトラブルに巻き込まれ、予想外に高額な出費となる場合がございます。安心で安全なご旅行のためにも、お客様ご自身で海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社の係員にお問い合わせください。

19. 燃油サーチャージについて

- (1)燃油サーチャージは、契約時にご案内申し上げます。
- (2)契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合は、その不足分をお客さまの同意を得たうえで追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかに払い戻します。
- (3)お客さまが燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

20. 個人情報の取扱いについて

- ※EUI在住の方はお問い合わせください。
- (1)当社は、旅行お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等(海外の機関等を含む)の手配のために利用させていただくほか、可能な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客さまのお買ひ物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号及び搭乗客名等の個人情報を、電子的方法等で海外・国内免税店等の事業者にご提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報提供についてお客さまに同意いただくものとします。
- (2)個人情報を提供する第三者が外国にある場合は当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページ「個人情報の取扱い」(<https://www.utdc.co.jp>)をご確認ください。
- (3)当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業と共同利用させていただきます。
- 当社グループ企業が共同利用する個人情報には以下のとおりです。住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、所属入居履歴、メールアドレス、旅券番号
- (4)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社ホームページ(<https://www.utdc.co.jp>)をご覧ください。

21. その他

本手配を通じて予約された客室を営利目的で利用または転売することは固くお断りいたします。万一、営利を目的とした行為、準備を目的とした行為と当社が判断したときは、予告なく手配旅行契約を解除することがあります。

22. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店での取引の責任者です。このご旅行の契約、内容に関し担当者からの説明等に不透明点がございましたら、最終的には上記取扱管理者がご説明いたします。
2025.3.1(改)

渡航手続代行契約取引条件書

お客様(以下「旅行者」といいます)と締結する渡航手続の代行業務に関する契約(以下「渡航手続代行契約」といいます)は以下に記載する条件によります。本条件書にない事項は、当社旅行業約款・渡航手続代行契約の部によります。この書面は、契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

1. 渡航手続代行契約

「渡航手続代行契約」(以下「契約」といいます)とは、旅行者の依頼により、渡航に必要な手続を代行する契約をいいます。

2. 契約を締結する旅行者

当社と渡航手続代行契約(査証取得に関する場合を除く)を締結する旅行者は以下のとおりとなります。

- (1)当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者
- (2)当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者
- (3)当社と手配旅行契約を締結した旅行者

- (4)当社が他の旅行業者を代理して募集型企画旅行契約を締結した旅行者

3. 契約の申込と契約の成立

- (1)契約を申込もうとする旅行者は、所定の申込書に必要事項を記入してお申込み下さい。
- (2)契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書を受理したときに成立します。
- (3)当社は、業務上の都合がある時は、契約の締結に応じないことがあります。

4. 契約の解除

- (1)次の場合、当社は契約を解除する事があります。
 - ①旅行者が引受書に記載した日までに渡航手続書類を提出しなかったとき
 - ②旅行者から提出された書類に不備がある当社が認めるとき
 - ③旅行者が引受書に記載した日までに渡航手続料金、査証料金等を支払わなかったとき
 - ④当社の責によらず、依頼された旅券、査証、再入国許可等(以下「旅券等」といいます)が取得できないおそれが極めて大きいときと当社が認めるとき
- (2)前号により当社が契約を解除した場合でも、旅行者は既に支払った査証料

等、交通費・郵便料等の費用及びすでに行った代行業務にかかる渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

5. 当社の責任・他

- (1)当社は渡航手続代行業務を行なうに当たって知り得た情報を他に漏らすことがないようにいたします。
- (2)当社は、当社の故意又は過失により旅行者に損害を与えたときはその損害を賠償する責任を負います。但し、損害発生の日から起算して6か月以内に当社に対して通知があった場合に限り、国内旅行の場合14日以内、海外旅行の場合21日以内に通知があったときに限り、お客さまお一人あたり15万円(当社に故意又は重大過失がある場合を除く)を限度とします。
- (3)当社、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても当社は責任を負いません。